

第4節 財政検証

改定案		現行	
<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として以下の方法を用いるものであること。ただし、当分の間は、の方法を用いることができる。</li> <li>又はの方法は、原則として継続して用いることが望ましいが、合併、分割などにより積立金、最低積立基準額が大幅に変動する場合など合理的な理由がある場合は、又はの方法を変更することができる。</li> <li>又はの方法を変更した場合、その変更理由と変更の妥当性について、所見を付記することが望ましい。</li> </ul> <p>給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を設定するにあたり、制度全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。</p> <p>積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条） ア．翌事業年度の最低積立基準額の見込額（法第63条、規則第58条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政検証の基準日が平成31年3月31日までの間は、平成30年6月22日付改正前の規則第58条及び第59条に基づく、の方法を用いることも可。</li> <li>財政検証の基準日が平成30年6月22日より前であっても、掛金適用日が平成30年6月22日以降となる特例掛金の算定において、平成30年6月22日付改正後の規則第58条及び第59条に基づく、の方法を用いることも可。</li> </ul> <p>[合理的な理由の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金の額の評価方法を変更できる事象が生じたとき（第4節5（3）参照）</li> <li>給付内容の大幅な変更</li> <li>最低保全給付にかかわる規約の大幅な変更</li> <li>平成30年6月22日付規則改正以後、初めて非継続基準に抵触したとき</li> </ul> <p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合でも、非継続基準の判定自体は当該財政再計算反映前の財政検証に基づき行うこと。判定自体に当該財政再計算を反映することは不可。（ただし、財政検証自体に当該財政計算を反映したときは、この限りではない。）</p>	<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として以下の方法を用いるものであること。ただし、当分の間は、の方法を用いることができる。</li> <li>又はの方法は、原則として継続して用いることが望ましいが、合併、分割などにより積立金、最低積立基準額が大幅に変動する場合など合理的な理由がある場合は、又はの方法を変更することができる。</li> <li>又はの方法を変更した場合、その変更理由と変更の妥当性について、所見を付記することが望ましい。</li> </ul> <p>給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を設定するにあたり、制度全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。</p> <p>積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条） ア．翌事業年度の最低積立基準額の見込額（法第63条、規則第58条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政検証の基準日が平成29年3月31日までの間は、平成28年4月8日付改正前の規則第58条及び第59条に基づく、の方法を用いることも可。</li> </ul> <p>[合理的な理由の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積立金の額の評価方法を変更できる事象が生じたとき（第4節5（3）参照）</li> <li>給付内容の大幅な変更</li> <li>最低保全給付にかかわる規約の大幅な変更</li> </ul> <p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合でも、非継続基準の判定自体は当該財政再計算反映前の財政検証に基づき行うこと。判定自体に当該財政再計算を反映することは不可。（ただし、財政検証自体に当該財政計算を反映したときは、この限りではない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、平成25年3月30日までの日を基準日とする財政検証においては、「最低積立基準額」を「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」と読み替えることも合理的な方法となる。</li> </ul>

改定案		現行	
<p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額 × {(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}<sup>n</sup> - 前年度最低積立基準額 × {(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}<sup>n</sup> + 当年度最低積立基準額」( ) (ただしn=20)</p> <p>【計算にあたっての留意事項】</p> <p>・前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式( )に加える等の合理的な補整を行う)</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として制度変更を伴う財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず、当年度最低積立基準額および前年度最低積立基準額に当該財政再計算を反映する。 この場合の前年度最低積立基準額は、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額比もしくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式( )に適用する)</p> <p>・翌事業年度の規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」は、合理的に見込むものとする。合理的に見込むことが困難な場合や影響が軽微であると考えられる場合には、当該額を零とする(控除しない)取扱いも認められる。</p> <p>・当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額が負となる場合は、当該負の値とする。</p> <p>イ. 翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p>	<p>・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理や継続性の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している翌年度予定利率を用いることなどが考えられる。</p> <p>例：翌事業年度の最低積立基準額に、「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を見込む例示 算式( )において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除前のものを用いて算定した結果から、次のとおり計算した結果を控除する 当該事業年度の「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」×(4 - 給付改善時から基準日までの年数) / (5 - 給付改善時から基準日までの年数) 算式( )において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除後のものを用いて算定する</p>	<p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額 × {(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}<sup>n</sup> - 前年度最低積立基準額 × {(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}<sup>n</sup> + 当年度最低積立基準額」( ) (ただしn=20)</p> <p>【計算にあたっての留意事項】</p> <p>・前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式( )に加える等の合理的な補整を行う)</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として制度変更を伴う財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず、当年度最低積立基準額および前年度最低積立基準額に当該財政再計算を反映する。 この場合の前年度最低積立基準額は、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額比もしくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式( )に適用する)</p> <p>・翌事業年度の規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」は、合理的に見込むものとする。合理的に見込むことが困難な場合や影響が軽微であると考えられる場合には、当該額を零とする(控除しない)取扱いも認められる。</p> <p>・当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額が負となる場合は、当該負の値とする。</p> <p>イ. 翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p>	<p>・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理や継続性の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している翌年度予定利率を用いることなどが考えられる。</p> <p>例：翌事業年度の最低積立基準額に、「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を見込む例示 算式( )において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除前のものを用いて算定した結果から、次のとおり計算した結果を控除する 当該事業年度の「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」×(4 - 給付改善時から基準日までの年数) / (5 - 給付改善時から基準日までの年数) 算式( )において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除後のものを用いて算定する</p>

改定案		現行	
<p>・規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金見込額から給付見込額を減算し運用収益見込額（運用損失が見込まれる場合は負値）を加算して算定する。翌事業年度における掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額は、合理的な方法で算定する。</p> <p>【翌事業年度の掛金見込額】</p> <p>・翌事業年度における掛金見込額については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず財政再計算後の掛金を基に「翌事業年度における掛金見込額」を算定することを原則とする。ただし、右記に例示する場合など合理的な理由がある場合は、財政再計算前の掛金を適用することができる。</p>	<p>・一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理的な理由なく変更してはならない。</p> <p>・特例掛金の算定における当年度および翌年度最低積立基準額に財政再計算を反映する必要があることから、翌年度掛金についても財政再計算を反映するもの。</p> <p>・最低積立基準額に対する不足金のうち継続基準ベースで対応している（特別掛金、リスク対応掛金として掛金手当している）部分を考慮するもの。</p> <p>・財政再計算において、弾力償却を用いて特別掛金を算定する場合、翌々事業年度（変更初年度）に適用する予定の特別掛金を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。</p> <p>・財政再計算において、定率償却を用いて特別掛金を算定する場合、財政再計算後の過去勤務債務の額に財政再計算後の償却割合を乗じた額を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。</p> <p>【例】 計算基準日時点の過去勤務債務の額 財政再計算前：80、 財政再計算後：70 償却割合 財政再計算前：30%、 財政再計算後：50% 翌事業年度の特別掛金の見込額：35（=70×0.5）</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示 財政再計算前の特別掛金が翌事</p>	<p>・規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金見込額から給付見込額を減算し運用収益見込額（運用損失が見込まれる場合は負値）を加算して算定する。翌事業年度における掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額は、合理的な方法で算定する。</p> <p>【翌事業年度の掛金見込額】</p> <p>・翌事業年度における掛金見込額については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず財政再計算後の掛金を基に「翌事業年度における掛金見込額」を算定することを原則とする。ただし、右記に例示する場合など合理的な理由がある場合は、財政再計算前の掛金を適用することができる。</p>	<p>・一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理的な理由なく変更してはならない。</p> <p>・特例掛金の算定における当年度および翌年度最低積立基準額に財政再計算を反映する必要があることから、翌年度掛金についても財政再計算を反映するもの。</p> <p>・最低積立基準額に対する不足金のうち継続基準ベースで対応している（特別掛金、リスク対応掛金として掛金手当している）部分を考慮するもの。</p> <p>・財政再計算において、弾力償却を用いて特別掛金を算定する場合、翌々事業年度（変更初年度）に適用する予定の特別掛金を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。</p> <p>・財政再計算において、定率償却を用いて特別掛金を算定する場合、財政再計算後の過去勤務債務の額に財政再計算後の償却割合を乗じた額を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。</p> <p>【例】 計算基準日時点の過去勤務債務の額 財政再計算前：80、 財政再計算後：70 償却割合 財政再計算前：30%、 財政再計算後：50% 翌事業年度の特別掛金の見込額：35（=70×0.5）</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示 財政再計算前の特別掛金が翌事</p>

改定案		現行	
<p>・翌事業年度に、積立金の額が零となることが見込まれる場合に抛出する掛金（規則第64条）を抛出するときは、当該掛金を翌事業年度の掛金に原則として含める。</p> <p>・翌事業年度の掛金には、以下のものは含めない。翌事業年度に以下の掛金を抛出し、当年度および翌年度最低積立基準額に法第82条の2第1項に定める企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映している場合は、以下の掛金を当事業年度末の積立金の額に加算する。  企業型年金への移行時の不足分に対する掛金（令第54条の4）  実施事業所の減少に伴う掛金（規則第88条および第88条の2）</p>	<p>業年度中に償却完了日を迎え、かつ、財政再計算の前後において標準掛金および特別掛金（掛金率（額）・償却期間）ともに変更がない場合には、財政再計算前の特別掛金（翌事業年度初から償却完了日までの期間に係る特別掛金）を適用して翌事業年度の掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示  給付設計に変更が無い場合で、財政再計算を反映した場合の掛金見込額が実際に翌事業年度に適用となる掛金により算定される見込額より減少する場合は、実際に翌事業年度に適用される財政再計算前の掛金を用いて掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>・臨時抛出の起因となる給付が翌事業年度の給付として控除されるため、臨時抛出による掛金も、翌事業年度の掛金として加算するもの。</p> <p>・当該掛金を当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含まない取扱いとする場合には、翌事業年度の運用収益見込額の算定にあたって、当該掛金の抛出時期等を考慮し、当該掛金を当該事業年度末の積立金に含めるか、翌事業年度における掛金額に含めるかを検討すること。</p> <p>・当年度および翌年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映した場合は、企業型年金への移行後又は実施事業所減少後の掛金を翌事業年度掛金とし、企業型年金への移行時又は実施事業所減少時の一括抛出掛金は当事業年度末の積立金の額に加算するもの。</p> <p>・企業型年金への移行時の移換相当額（令第54条の2）は、当事業年度末の積立金の額から控除する。</p>	<p>・翌事業年度に、積立金の額が零となることが見込まれる場合に抛出する掛金（規則第64条）を抛出するときは、当該掛金を翌事業年度の掛金に原則として含める。</p> <p>・翌事業年度の掛金には、以下のものは含めない。翌事業年度に以下の掛金を抛出し、当年度および翌年度最低積立基準額に法第82条の2第1項に定める企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映している場合は、以下の掛金を当事業年度末の積立金の額に加算する。  企業型年金への移行時の不足分に対する掛金（令第54条の4）  実施事業所の減少に伴う掛金（規則第88条および第88条の2）</p>	<p>業年度中に償却完了日を迎え、かつ、財政再計算の前後において標準掛金および特別掛金（掛金率（額）・償却期間）ともに変更がない場合には、財政再計算前の特別掛金（翌事業年度初から償却完了日までの期間に係る特別掛金）を適用して翌事業年度の掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示  給付設計に変更が無い場合で、財政再計算を反映した場合の掛金見込額が実際に翌事業年度に適用となる掛金により算定される見込額より減少する場合は、実際に翌事業年度に適用される財政再計算前の掛金を用いて掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>・臨時抛出の起因となる給付が翌事業年度の給付として控除されるため、臨時抛出による掛金も、翌事業年度の掛金として加算するもの。</p> <p>・当該掛金を当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含まない取扱いとする場合には、翌事業年度の運用収益見込額の算定にあたって、当該掛金の抛出時期等を考慮し、当該掛金を当該事業年度末の積立金に含めるか、翌事業年度における掛金額に含めるかを検討すること。</p> <p>・当年度および翌年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映した場合は、企業型年金への移行後又は実施事業所減少後の掛金を翌事業年度掛金とし、企業型年金への移行時又は実施事業所減少時の一括抛出掛金は当事業年度末の積立金の額に加算するもの。</p> <p>・企業型年金への移行時の移換相当額（令第54条の2）は、当事業年度末の積立金の額から控除する。</p>

改定案		現行	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)がある場合には、当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含めない。</li> <li>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</li> </ul> <p>【翌事業年度の給付見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の給付見込額については、当該事業年度の給付額の実績に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度変更を織り込んで当事業年度末および翌事業年度末の最低積立基準額を算定する場合には、合理的な補整を行うことで、当該変更を翌事業年度の給付見込額に織り込むことが原則であるが、給付額に与える影響が軽微又は影響を合理的に見込めない場合には、補整を行わないことも妨げられない。</li> </ul> <p>【翌事業年度の運用収益見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、当該事業年度の運用利回りの実績等に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前事業年度末の積立不足に係る特別掛金の拠出が遅れているとみなせることから、当事業年度末の積立金の額に加算する取り扱いとするもの。</li> </ul> <p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の最低積立基準額の見込み額の算定方法と整合性を取ること。</li> <li>・翌事業年度の掛金見込額の算定方法と整合性を取ること。</li> </ul> <p>例: 翌事業年度における給付見込額の算定方法の例示 当該事業年度における給付額と同額 当該事業年度における給付額 × (当該事業年度末基準給与 / 前事業年度末基準給与)</p> <p>計算基準日以降のnヶ月の実績 + (又は の算定結果) × (12 - n) / 12 回復計画における翌事業年度の給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用損失が見込まれる場合は負値とする。</li> </ul> <p>例: 運用利回りの設定の例示 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)がある場合には、当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含めない。</li> <li>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</li> </ul> <p>【翌事業年度の給付見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の給付見込額については、当該事業年度の給付額の実績に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度変更を織り込んで当事業年度末および翌事業年度末の最低積立基準額を算定する場合には、合理的な補整を行うことで、当該変更を翌事業年度の給付見込額に織り込むことが原則であるが、給付額に与える影響が軽微又は影響を合理的に見込めない場合には、補整を行わないことも妨げられない。</li> </ul> <p>【翌事業年度の運用収益見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、当該事業年度の運用利回りの実績等に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前事業年度末の積立不足に係る特別掛金の拠出が遅れているとみなせることから、当事業年度末の積立金の額に加算する取り扱いとするもの。</li> </ul> <p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の最低積立基準額の見込み額の算定方法と整合性を取ること。</li> <li>・翌事業年度の掛金見込額の算定方法と整合性を取ること。</li> </ul> <p>例: 翌事業年度における給付見込額の算定方法の例示 当該事業年度における給付額と同額 当該事業年度における給付額 × (当該事業年度末基準給与 / 前事業年度末基準給与)</p> <p>計算基準日以降のnヶ月の実績 + (又は の算定結果) × (12 - n) / 12 回復計画における翌事業年度の給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用損失が見込まれる場合は負値とする。</li> </ul> <p>例: 運用利回りの設定の例示 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p>

改定案		現行	
	<p>当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率  当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率  掛金の算定に用いた予定利率  ～の方法に、当該事業年度の末日以降の直近の運用利回りの実績を反映したもの</p> <p>例：翌事業年度における運用収益見込額の算定方法の例示  当該事業年度末の積立金×運用利回りの見込  （注）“翌事業年度の掛金額による積立金の増加による運用収益”と“翌事業年度の給付額による積立金の減少による運用収益（運用損失）”との差額が当該事業年度末の積立金に比べて小さく影響軽微と見込まれる場合など。</p> <p>（当該事業年度末の積立金+（翌事業年度における掛金額-給付額）×1/2）×運用利回り  （注）翌事業年度の積立金の増減が平準的に発生する場合など。積立金の増減の発生に偏りがあると見込まれる場合には、必ずしも合理的と言えないことに注意する。</p> <p>（注）令第54条の4、規則第59条、第88条および第88条の2に定める掛金を当該事業年度末の積立金に加算する場合であっても、翌事業年度の運用収益見込額の算定においては、当該事業年度末の積立金の額に含めず翌事業年度における掛金見込額に含める取扱いもできる。</p>		<p>当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率  当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率  掛金の算定に用いた予定利率  ～の方法に、当該事業年度の末日以降の直近の運用利回りの実績を反映したもの</p> <p>例：翌事業年度における運用収益見込額の算定方法の例示  当該事業年度末の積立金×運用利回りの見込  （注）“翌事業年度の掛金額による積立金の増加による運用収益”と“翌事業年度の給付額による積立金の減少による運用収益（運用損失）”との差額が当該事業年度末の積立金に比べて小さく影響軽微と見込まれる場合など。</p> <p>（当該事業年度末の積立金+（翌事業年度における掛金額-給付額）×1/2）×運用利回り  （注）翌事業年度の積立金の増減が平準的に発生する場合など。積立金の増減の発生に偏りがあると見込まれる場合には、必ずしも合理的と言えないことに注意する。</p> <p>（注）令第54条の4、規則第59条、第88条および第88条の2に定める掛金を当該事業年度末の積立金に加算する場合であっても、翌事業年度の運用収益見込額の算定においては、当該事業年度末の積立金の額に含めず翌事業年度における掛金見込額に含める取扱いもできる。</p>
ウ．規則第58条についての留意事項	<p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <p>・給付増額・減額にかかわらず、特例掛金の算定においては、当該財政再計算の適用時期によらず当該財政再計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。</p> <p>・財政決算に財政再計算を反映していない場合、非継続基準の判定も財政再計算反映前の財政決算に基づき行うが、特例掛金の算定においては、特例掛金の拠出時期によらず、財政再計算を反映することに留意すること。</p>	ウ．規則第58条についての留意事項	<p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <p>・給付増額・減額にかかわらず、特例掛金の算定においては、当該財政再計算の適用時期によらず当該財政再計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。</p> <p>・財政決算に財政再計算を反映していない場合、非継続基準の判定も財政再計算反映前の財政決算に基づき行うが、特例掛金の算定においては、特例掛金の拠出時期によらず、財政再計算を反映することに留意すること。</p>

改定案		現行	
<p>・規則第58条第1項第1号における積立比率及び同条同項第2号における最低積立基準額についても当該財政再計算の内容を反映すること。この場合において、規則第58条同項第2号に定める額は0を下限とし、同条同項第1号における積立比率が1.0以上となったときの同条同項第1号に定める額は0とすること。</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として規則第50条に定める合併・分割・権利義務移転又は承継による財政再計算を行ったときは規則第58条第1項第1号及び第2号の積立金の額も当該財政再計算を反映したものとすること。</p> <p>翌事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</p> <p>・当年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映する場合は、企業型年金への移行時の一括拠出掛金(令第54条の4)又は実施事業所減少時の一括拠出掛金(規則第88条および第88条の2)を当該事業年度末の積立金に加算し、企業型年金への移行時の移換相当額(令第54条の2)を積立金から控除して、規則第58条第1項第1号および第2号を適用すること。</p> <p><u>翌々事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</u></p> <p>・規則第58条第2項により同条第1項を準用する場合において積立不足が無いとき( )は、同条第1項第1号の表中「積立金の額が最低積立基準額を下回る額」及び同条第1項第2号の「積立金の額が最低積立基準額を下回る額」は零と解釈し、同条第1項第1号及び第2号の規定により算出される額は零とする。</p> <p>( ) 例えば、「積立金の額から(最低積立基準額の増加見込額+積立金の減少見込額)を控除した額&gt;最低積立基準額」となる場合</p> <p>特例掛金の拠出時期を変更する際の取扱いについて(翌々事業年度から翌事業年度へ変更する場合)</p> <p>・n年度に非継続基準に抵触し、n+2年度に特例掛金A(年額)を拠出することを規約に定めている確定給付企業年金が、n+1年度に非継続基準に抵触し、特例掛金の拠出時期を翌々事業年度から翌事業年度に変更する場合の特例掛金の拠出は次の通りとする。</p> <p>n+1年度末の純資産額に特例掛金Aを加算して、n+1年度に非継続基準に抵触したことによる特例掛金B(年額)を算定し、n+2年度に特例掛金A+特例掛金Bを拠出することを規約に定め、これを拠出する。</p> <p>積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法(確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条)</p> <p>・当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内</p>	<p>・<u>規則第58条第2項において準用する同条第1項第1号における積立比率および同条第2項において準用する同条第1項第2号における最低積立基準額についても同様である。</u></p>	<p>・規則第58条第1項第1号における積立比率及び同条同項第2号における最低積立基準額についても当該財政再計算の内容を反映すること。この場合において、規則第58条同項第2号に定める額は0を下限とし、同条同項第1号における積立比率が1.0以上となったときの同条同項第1号に定める額は0とすること。</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として規則第50条に定める合併・分割・権利義務移転又は承継による財政再計算を行ったときは規則第58条第1項第1号及び第2号の積立金の額も当該財政再計算を反映したものとすること。</p> <p>翌事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</p> <p>・当年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映する場合は、企業型年金への移行時の一括拠出掛金(令第54条の4)又は実施事業所減少時の一括拠出掛金(規則第88条および第88条の2)を当該事業年度末の積立金に加算し、企業型年金への移行時の移換相当額(令第54条の2)を積立金から控除して、規則第58条第1項第1号および第2号を適用すること。</p> <p>特例掛金の拠出時期を変更する際の取扱いについて(翌々事業年度から翌事業年度へ変更する場合)</p> <p>・n年度に非継続基準に抵触し、n+2年度に特例掛金A(年額)を拠出することを規約に定めている確定給付企業年金が、n+1年度に非継続基準に抵触し、特例掛金の拠出時期を翌々事業年度から翌事業年度に変更する場合の特例掛金の拠出は次の通りとする。</p> <p>n+1年度末の純資産額に特例掛金Aを加算して、n+1年度に非継続基準に抵触したことによる特例掛金B(年額)を算定し、n+2年度に特例掛金A+特例掛金Bを拠出することを規約に定め、これを拠出する。</p> <p>積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法(確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条)</p> <p>・当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内</p>	<p>・<u>ただし、財政検証の基準日が平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に読み替えるものとする。</u></p> <p>・<u>ただし、財政検証の基準日が</u></p>

改定案		現行	
<p>に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。</li> <li>・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</li> <li>・最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率については、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>・毎事業年度の掛金の額の見込額については、直近5事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること DB発足以降の期間における平均厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均(移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整)</li> <li>・直近5事業年度における加入者数の実績を用いる場合、新規加入者数の見込みについて、以下の例示の取扱い可。 (例示) ・過去5事業年度の人数平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の新規加入率(新規加入者数÷総加入者数)平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度(人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度)の実績値</li> </ul>	<p>に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。</li> <li>・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</li> <li>・最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率については、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>・毎事業年度の掛金の額の見込額については、直近5事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。</li> </ul>	<p><u>平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に</u> <u>平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に</u> <u>読み替えるものとする。</u> <u>なお、厚生労働大臣により必要な措置が講じられた場合は、当該措置に従うこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること DB発足以降の期間における平均厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均(移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整)</li> <li>・直近5事業年度における加入者数の実績を用いる場合、新規加入者数の見込みについて、以下の例示の取扱い可。 (例示) ・過去5事業年度の人数平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の新規加入率(新規加入者数÷総加入者数)平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度(人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度)の実績値</li> </ul>

改定案		現行	
<p>・計画が予定どおりに行かずに計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金を引き下げたりすることができる。</p> <p>積立不足に伴う掛金の拠出方法 規則第59条第1項の掛金の拠出時期に係る留意事項</p> <p>・非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金の拠出時期として「翌事業年度」又は「翌々事業年度」のいずれかを、あらかじめ規約に定めること。</p> <p>・合理的な理由がない限り、規約に定めた拠出時期の変更は不可。</p>	<p>・設立から5事業年度経過していない場合の新規加入者の見込みは、上記運用利回りの手法に準じて行うこと。</p> <p>(取扱い不可の例示)</p> <p>・「翌事業年度」と「翌々事業年度」の2事業年度にわたって掛金を拠出することは不可。</p> <p>・掛金の拠出時期を「翌事業年度または翌々事業年度」のように規定することは不可。</p> <p>・合理的な理由の例示は、前記「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」又は「積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>(例示)</p> <p>・平成28年4月8日付規則改正以後平成30年6月22日付規則改正前において初めて非継続基準に抵触した際に拠出時期を変更した場合であっても、平</p>	<p>・計画が予定どおりに行かずに計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金を引き下げたりすることができる。</p> <p>積立不足に伴う掛金の拠出方法 規則第59条第1項の掛金の拠出時期に係る留意事項</p> <p>・非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金の拠出時期として「翌事業年度」又は「翌々事業年度」のいずれかを、あらかじめ規約に定めること。</p> <p>・合理的な理由がない限り、規約に定めた拠出時期の変更は不可。</p>	<p>・設立から5事業年度経過していない場合の新規加入者の見込みは、上記運用利回りの手法に準じて行うこと。</p> <p>[例示]</p> <p>・平成25年3月末財政検証時における回復計画実施状況の終了年度が平成35年3月末(平成23年度財政検証で平成25年4月1日から10年間の回復計画を策定)である場合には、平成25年3月末財政検証では平成35年3月末までに回復していることを確認する。</p> <p>・上記事例において、平成25年3月末財政検証で非継続基準に抵触し回復計画の再策定が必要な場合には、再策定後の回復計画の終了年度は平成35年3月末(平成26年4月1日から9年間の回復計画を策定)である。</p> <p>(取扱い不可の例示)</p> <p>・「翌事業年度」と「翌々事業年度」の2事業年度にわたって掛金を拠出することは不可。</p> <p>・掛金の拠出時期を「翌事業年度または翌々事業年度」のように規定することは不可。</p> <p>・合理的な理由の例示は、前記「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」又は「積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>(例示)</p> <p>・平成28年4月8日付規則改正以後、初めて非継続基準に抵触したとき</p>

改定案		現行	
<p>確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。</li> <li>・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</li> <li>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)」により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</li> </ul> <p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとすること。</li> </ul> <p>法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。</li> </ul>	<p><u>成30年6月22日付規則改正以後初めて非継続基準に抵触したときに再度拠出時期を変更することは可。</u></p> <p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)」により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。</li> <li>・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</li> <li>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)」により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</li> </ul> <p>当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとすること。</li> </ul> <p>法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。</li> </ul>	<p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)」により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。</li> </ul>

付録 1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル

第 1 項 様式（「簡易な基準」を除く）

改定案		現行			
様式 C 7 - イの 8 積立上限額	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数理上資産額 MAX (数理債務, 最低積立基準額) × 1.5 の場合は、<u>該当する</u>チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式 C 7 - イの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務 ( ) から特例掛金収入現価 ( ) を控除した額とする。</li> <li>・<u>法第 5 5 条第 3 項に定めるところにより算定した掛金の額が零の場合は、積立上限額の計算は行わず、該当するチェック欄にマークする。</u></li> <li>・記入が必要な場合は、様式 C 7 - イの 5 に準じて記入する。</li> </ul> <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 C 7 - イの 5 に準じて記入する。</li> </ul> <p>3. 標準掛金率 (規約上) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の規約上の標準掛金率を記入する。</li> </ul>	<p>「法第 5 5 条第 3 項に定めるところにより算定した掛金の額が零」とは、例えば、以下のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者がおらず、かつ今後新規に加入者が発生しない制度のため、掛金が零である場合</li> <li>・標準掛金に負の掛金 (負の過去勤務債務の額を給与現価で除して算定したもの) を加えた結果、掛金率が零となる場合</li> </ul> <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p>	様式 C 7 - イの 8 積立上限額	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数理上資産額 MAX (数理債務, 最低積立基準額) × 1.5 の場合は、チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式 C 7 - イの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務 ( ) から特例掛金収入現価 ( ) を控除した額とする。</li> <li>・記入が必要な場合は、様式 C 7 - イの 5 に準じて記入する。</li> </ul> <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 C 7 - イの 5 に準じて記入する。</li> </ul> <p>3. 標準掛金率 (規約上) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の規約上の標準掛金率を記入する。</li> </ul>	いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。
様式 C 7 - ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類 (非継続基準)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 C 7 - イの 1 のチェック事項に該当しない場合で規則第 5 8 条の方法を採用する場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度に規則第 5 9 条に定める掛金 (前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第 5 4 条の 4 に定める掛金、並びに、規則第 8 8 条及び第 8 8 条の 2 に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額 ( ) に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額 ( ) には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。</li> <li>・翌事業年度における積立金の増加見込額 ( ) は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。</li> <li>・<u>翌々事業年度に掛金を拠出する場合において、が負債になる場合は零を記載すること。</u></li> <li>・<u>又は</u>に係る特例掛金 ( ) 及びうち加入者負担分 ( ) は、規約上掛金を記入する。</li> <li>・決算に関する報告書の提出時まで <u>又は</u> の額が定められていない場合 <u>又は</u> に <u>の</u> 額を記入すること。このとき、<u>、</u> の記入は不要。</li> </ul>	<p>財政再計算に伴い <u>又は</u> に係る特例掛金 ( ) が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注 6 の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に <u>、</u> を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式 C 7 - ア (表紙) の添付は不要。</p>	様式 C 7 - ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類 (非継続基準)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 C 7 - イの 1 のチェック事項に該当しない場合で規則第 5 8 条の方法を採用する場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌事業年度に規則第 5 9 条に定める掛金 (前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第 5 4 条の 4 に定める掛金、並びに、規則第 8 8 条及び第 8 8 条の 2 に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額 ( ) に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額 ( ) には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。</li> <li>・翌事業年度における積立金の増加見込額 ( ) は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。</li> <li>・<u>に</u>に係る特例掛金 ( ) 及びうち加入者負担分 ( ) は、規約上掛金を記入する。</li> <li>・決算に関する報告書の提出時まで <u>の</u> 額が定められていない場合 <u>の</u> 額を <u>の</u> 額として、<u>、及び</u> の額を記入すること。このとき、<u>、</u> の記入は不要。</li> </ul>	<p>財政再計算に伴い <u>に</u> に係る特例掛金 ( ) が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注 4 の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に <u>、</u> を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式 C 7 - ア (表紙) の添付は不要。</p>

第2項 様式(「簡易な基準」)

改定案		現行			
様式C7-オの8 積立上限額	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数理上資産額 MAX(数理債務, 最低積立基準額) × 1.5の場合、<u>該当する</u>チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。</li> <li><u>法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零の場合は、積立上限額の計算は行わず、該当するチェック欄にマークする。</u></li> </ul> <p>再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの8の様式に記入する。</p> <p>なお、様式C7-イの8の から 全ての欄の数値を算出していないときは、当該欄は〆ラックとすることができる。</p> <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-オの5に準じて記入する。</li> </ul>	<p>「法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零」とは、例えば、以下のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者がおらず、かつ今後新規に加入者が発生しない制度のため、掛金が零である場合</li> <li>標準掛金に負の掛金(負の過去勤務債務の額を給与現価で除して算定したもの)を加えた結果、掛金率が零となる場合</li> </ul> <p>様式の脚注の再掲 様式C7-イの8は「簡易な基準」以外の様式 (例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は から を〆ラックとすることができる。</li> <li>給付現価の内訳及び給与現価を計算していない場合は、 から を〆ラックとすることができる。</li> </ul>	様式C7-オの8 積立上限額	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数理上資産額 MAX(数理債務, 最低積立基準額) × 1.5の場合、チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。</li> </ul> <p>再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの8の様式に記入する。</p> <p>なお、様式C7-イの8の から 全ての欄の数値を算出していないときは、当該欄は〆ラックとすることができる。</p> <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-オの5に準じて記入する。</li> </ul>	<p>様式の脚注の再掲 様式C7-イの8は「簡易な基準」以外の様式 (例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は から を〆ラックとすることができる。</li> <li>給付現価の内訳及び給与現価を計算していない場合は、 から を〆ラックとすることができる。</li> </ul>
様式C7-カ 積立金の積立に必要となる掛金の額を示した書類(非継続基準)(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額( )に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額( )には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。</li> <li>翌事業年度における積立金の増加見込額( )は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。</li> <li><u>翌々事業年度に掛金を拠出する場合において、 が負値になる場合は零を記載すること。</u></li> <li><u>又は</u>に係る特例掛金( )及びうち加入者負担分( )は、規約上掛金を記入する。</li> <li>決算に関する報告書の提出時まで <u>又は</u> の額が定められていない場合 <u>又は</u> に <u>又は</u> の額を記入すること。このとき、 <u>、</u> の記入は不要。</li> </ul>	<p>財政再計算に伴い <u>又は</u> に係る特例掛金( )が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注6の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に <u>、</u> を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>	様式C7-カ 積立金の積立に必要となる掛金の額を示した書類(非継続基準)(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額( )に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額( )には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。</li> <li>翌事業年度における積立金の増加見込額( )は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。</li> <li><u>又は</u>に係る特例掛金( )及びうち加入者負担分( )は、規約上掛金を記入する。</li> <li>決算に関する報告書の提出時まで <u>又は</u> の額が定められていない場合 <u>又は</u> の額を <u>又は</u> の額として、 <u>及び</u> の額を記入すること。このとき、 <u>、</u> の記入は不要。</li> </ul>	<p>財政再計算に伴い <u>又は</u> に係る特例掛金( )が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注4の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に <u>、</u> を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>